

神戸市公立大学法人ハラスメントの防止等に関する規程

2007年4月1日

規程第15号

神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）は、個人の尊厳及び男女平等の精神にのっとり、法人、神戸市外国語大学（以下「大学」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の全構成員が個人として尊重され、ハラスメントのない環境で学習・研究・労働を行う権利を保障する。法人は、いかなる種類のハラスメントも重大な人権侵害であると受け止め、この種の言動に対しては厳しい態度で臨む。

（目的）

第1条 この規程は、法人、大学及び高等専門学校において修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を保護することを目的として、ハラスメントの防止及び解決等に関する必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この規程は、役員、教職員、学生及び関係者に適用される。また、役員、教職員、学生及び関係者でなくなつてから5年以内は、在学中・在職中に生じた言動について適用される。

- (1) 役員とは、法人の理事長、副理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 教職員とは、大学及び高等専門学校で教育・研究を行う教員並びに法人及び大学に勤務する事務職員、技術職員、契約職員及び人材派遣職員等をいい、常勤・非常勤を問わない。
- (3) 学生とは、大学院生、学部生等（大学における学部・第2部及び高等専門学校における準学士課程・専攻科課程）、科目等履修生、聴講生、留学生、研究生、研修員及び公開講座の受講生等、大学及び高等専門学校で教育を受けるすべての者をいう。
- (4) 関係者とは、学生の保護者、法人の関係業者及び教職員又は学生と職務上、修学上又は研究上の関係を有する者をいう。

2 この規程は、法人、大学及び高等専門学校の内・外、授業時間内・外、課外活動時間内・外、勤務時間内・外などいずれにおいて行われたかを問わず適用される。

（定義）

第3条 この規程において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるハラスメントの総称をいい、その用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント

役員、教職員、学生又は関係者が他の役員、教職員、学生又は関係者に対して相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行うことにより修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を悪化させることをいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

役員、教職員、学生又は関係者が他の役員、教職員、学生又は関係者に対してその就業上の地位又は権限その他の人間関係等の優位性を不当に利用して研究、教育又は修学上の不適切な言動を行うことにより修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を悪化させることをいう。

(3) パワー・ハラスメント

役員、教職員、学生又は関係者が他の役員、教職員、学生又は関係者に対してその就業上の地位又は権限その他の人間関係等の優位性を不当に利用して不適切な言動を行うことにより修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を悪化させることをいう。

(4) その他のハラスメント

役員、教職員、学生又は関係者が他の役員、教職員、学生又は関係者に対して上記以外のハラスメント（マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布等）により人権を侵害して、修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を悪化させることをいう。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、法人におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生したときは、迅速かつ的確な対応をしなければならない。

(役員、教職員及び学生の責務)

第5条 役員、教職員及び学生は、お互いの人格を尊重するとともに、自己啓発に努め、誰もがハラスメントのない環境づくりに努めなければならない。

(ハラスメント防止に関する委員会)

第6条 ハラスメントの防止及び問題が発生したときに解決を図るため、大学及び高等専門学校に「ハラスメント防止に関する委員会」（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会の委員等必要な事項については学校ごとに細則で定める。

(対応措置)

第7条 理事長は、防止委員会からハラスメントにかかる報告を受けたときは、調停成立の有無を問わず、被申立人に対する必要な措置を検討するための委員会を設けることができる。

2 理事長は、防止委員会からのハラスメントにかかる報告及び前項委員会からの検討内容の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 ハラスメントを行った者が役員及び教職員である場合には、神戸市公立大学法人職員の懲戒等に関する規則（2023年4月規則第45号）等に基づき、懲戒処分等に付されることがある。また、学生の場合には、神戸市外国語大学学則（2007年4月学則第1号）、神戸市外国語大学大学院学則（2007年4月学則第2号）又は神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号）にしたがって処分を行うことがある。

4 ハラスメントを行った者に何らかの処置又は処分を行ったときは、その内容について、必要に応じて申立人に通知するものとする。

(虚偽申立ての禁止)

第8条 役員、教職員及び学生は、ハラスメントについて行われる調査等に誠実に対応するとともに、虚偽の申立て又は証言をしてはならない。

(報復の禁止)

第9条 役員及び教職員は、ハラスメントに関する相談・申立てを行った者及び当該相談・申立てに協力又は正当な対応をした者に対して、そのことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

(プライバシーの保護)

第10条 役員、防止委員会の委員その他相談者及びその相談内容に関する情報を入手した者は、当事者及び関係者の人権及びプライバシーを保護するため、知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、2009年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。